

第4部 自然環境の現況と対策

第1章 野生動植物

第1節 植物の現況

1 植生

本県の立地や気候条件等からみると、人間による改変が加えられる前の原植生は海浜域や火山性荒原域・湿原や水域等を除けば、1,000m以下はヤブツバキクラス(照葉樹林域)に、標高1,000m以上ではブナクラス(ブナ林域)に属する森林性の植生となっていました。

しかしながら、これらの原植生は、農林畜産業による改変や、宅地・工業立地による消失などにより減少し、多くの面積が農耕地・植林などの代償植生(人為的干渉を受けた植生)や市街地になっています。

現存植生のうち自然植生を海岸、平地、山地の地域別に見ると、海岸部の砂浜にはハマゴウ、コウボウムギなどが優占する砂丘植生が、その後方や沿海地にはマサキトベラ群集、オニヤブソテツハマビワ群集、ムサシアブミータブノキ群集などがみられ、県南部ではビロウ群集やソテツ群落も見られます。

平野部の丘陵地から標高1,000mまでの照葉樹林域には、ミミズバイースダジイ群集、ルリミノキイチイガシ群集、イスノキウラジロガシ群集、シキミーモミ群集、コガクウツギーモミ群集などが見られます。特に綾町には日本最大級の照葉樹林が残っています。

標高1,000m以上のブナ林域では、シラキーブナ群集、リョウブミズナラ群落、アケボノツツジーツガ群集、サワグルミ群落などが見られ、霧島山系の風衝地にはマイヅルソウミヤマキリシマ群集、ヤシヤブシ群落などが分布しています。

代償植生で広く分布するのはスギ、ヒノキの植林で県央・県南をはじめ全県下にわたって多く見られます。クロマツ・アカマツ植林は沿海低地部から県央・県北の低山地域に多く見られます。広葉樹植林はクヌギ、コナラ、ケヤキ、イチイガシなどで、クヌギは県北西部の山間部に比較的まとまって見られます。またかつては薪炭林として利用された二次林のシーカシ萌芽林も全県下に散在しています。

2 植物

本県の野生維管束植物は2,746種(雑種を含む)といわれています(宮崎県版レッドリスト2015年度改訂版、以下「改訂版レッドリスト」という。)

また、地理分布要素として、南方要素、中国中部要素、日本要素、中国東北部要素、北方要素などが認められ、ことにシダ植物では、圧倒的に南方要素が多くなっています。

3 貴重な植物

a 植物群落

改訂版レッドリストには「ウバメガシ群落(トベラ・ウバメガシ群落、延岡市)」等単一群落が184群落、「虚空蔵島の亜熱帯性植物群落(日南市南郷町)」等群落複合が138群落、合計322群

落が掲載されています。

b 天然記念物

植物に関係した天然記念物では、国の特別天然記念物として「青島亜熱帯性植物群落」等3件、天然記念物として「ノカイドウの自生地」等29件が指定されています。また、県の天然記念物として「オニバス自生地」等18件が指定されています。

c 絶滅危惧種

改訂版レッドリストには、維管束植物（種子植物、シダ植物）として1,004種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧ⅠA類としてヒノタニリュウビンタイ等452種、ⅠB類としてスギラン等153種、絶滅危惧Ⅱ類としてマツバラシ等144種です。

d 宮崎県の固有種

地球上で本県にしかない植物（宮崎県固有種）は、キバナノツキヌキホトトギス、オオヨドカワゴロモ等17種あります。（H27.1.31現在 宮崎県総合博物館調べ）

4 自然林と人工林

平成27年3月末現在の森林面積は586,593haで、このうち人工林は57.8%、自然林は39.0%となっています。

人工林（民有林）の植生は、スギ、ヒノキなどの針葉樹林が92.0%と、圧倒的に大きな割合を占めており、森林の持つ多面的機能を発揮させる観点から森林を適正に管理することが必要となっています。

第2節 動物の現況

1 哺乳類

本県に生息する野生の哺乳類は、42種が記録されています。イノシシ、タヌキ、アナグマ、ニホンザル、ニホンジカ、キツネなどはかなり広い範囲に分布しています。本県に生息する哺乳類のうち、ニホンカモシカは国の特別天然記念物に、ヤマネは国の天然記念物に指定されています。

また、改訂版レッドリストには、22種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧ⅠA類としてクロホオヒゲコウモリ1種、絶滅危惧ⅠB類としてニホンモモンガ等3種、絶滅危惧Ⅱ類としてカワネズミ等6種です。

2 鳥類

宮崎県内で確認された野性鳥類は2000年以降の調査報告書や現地調査の結果から、参考記録も含めると366種・亜種です。

その中で、改訂版レッドリストには、69種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧ⅠA類としてクロツラヘラサギ、イヌワシの2種、絶滅危惧ⅠB類としてミゾゴイ、カンムリウミスズメ等11種、絶滅危惧Ⅱ類としてヨシゴ

イ、ホウロクシギ等15種です。

3 両生類・爬虫類

本県内でこれまでに観察・記録されている両生類は、サンショウウオ類・イモリ類6種、カエル類11種、爬虫類は、カメ類7種、トカゲ6種、ヘビ類10種です。

この中で、サンショウウオについては、コガタブチサンショウウオが県内の最優占種で、山間部において生息しているものは大方本種です。また、カメ類は、海産のカメ類が多く記録されています。特に、宮崎市周辺海岸はアカウミガメの産卵地として知られており、宮崎市佐土原町、新富町、高鍋町、延岡市、日南市の海岸を含めて県の天然記念物に指定されています。

改訂版レッドリストには、爬虫類・両生類合わせて17種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧ⅠB類としてオオイタサンショウウオ等3種、絶滅危惧Ⅱ類としてアオウミガメ等の4種です。

4 魚類

本県で観察・記録された魚類は約1,100種です。

この中で、改訂版レッドリストには28種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧ⅠA類としてアリアケギバチ等の4種、絶滅危惧ⅠB類としてニホンウナギ1種、絶滅危惧Ⅱ類としてクボハゼ等の7種です。

5 昆虫類

本県では5,100種以上の昆虫が確認され、チョウ類ではナミアゲハやクロアゲハをはじめ、多くのアゲハ類が確認されています。また、ゼフィルス(シジミチョウ)類の種数も多く、日本産ゼフィルス25種のうち、15種の生息が確認されています。また、指標昆虫7種(ムカシトンボ、ムカシヤンマ、ハッチョウトンボ、タガメ、ハルゼミ、オオムラサキ、ゲンジボタル)及び特定昆虫89種の生息が確認されています。

改訂版レッドリストには、315種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧ⅠA類としてアオイトトンボ等16種、絶滅危惧ⅠB類としてゲンバイトンボ等25種、絶滅危惧Ⅱ類としてヨドシロヘリハンミョウ等60種です。

| 宮崎県版レッドデータブック(2007年、2015年はレッドリストの改訂) | | | | |
|--|-------------------|---|----------------------|----------------------|
| カテゴリー 区分 | 1999年度 (H12.3) | 2007年度改訂版 (H20.3) | 2010年度改訂版 (H23.3) | 2015年度改訂版 (H28.3) |
| 絶滅 | 34 | 43(+9) | 49(+6) | 52(+3) |
| 野生絶滅 | 3 | 5(+2) | 4(-1) | 5(+1) |
| 絶滅危惧Ⅰ類 | 434 | 553(+119) | 669(+116) | 829(+160) |
| 絶滅危惧Ⅱ類 | 193 | 207(+14) | 233(+26) | 316(+83) |
| 準絶滅危惧 | 325 | 358(+33) | 387(+29) | 494(+107) |
| 情報不足等 | 199 | 197(-2) | 113(-84) | 132(+19) |
| 計 | 1,188 | 1,363(+15) | 1,455(+92) | 1,828(+373) |
|  | | <p>※上記の表の数字には、その他保護上重要な種は含んでおりません。</p> <p>宮崎県版レッドデータブック(レッドリスト)は、本県に生息・生育する野生生物を絶滅のおそれの程度により、ランク付けしたものであり、各分類群ごとに一覧表となっています。</p> <p>レッドリストにリストアップされた種について、生息・生育状況等の解説を記載したものが、レッドデータブックです。</p> <p>宮崎県版では、環境省のカテゴリー区分に準じた上で、さらに細分化したほか、掲載種ごとに宮崎県における「種の重要度」を設定しています。</p> | | |

第3節 野生動植物の保護対策

1 宮崎県野生動植物の保護に関する条例の制定

本県には、豊かな自然環境の中に約1万種といわれる多くの野生動植物が生息又は生育していますが、近年、人間の活動等によって大きな影響を受けており、絶滅のおそれが生じている野生動植物もあります。こうした野生動植物を保護するためには、地域レベルで保護対策を行うことが非常に重要であり、かつ、効果的です。

このため、県内の野生動植物を保護し、人と自然の共生する宮崎づくりを行うために、「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」を平成17年12月に制定し、翌年4月1日から施行しています。

2 指定希少野生動植物の指定

本県の希少な野生動植物のうち、乱獲や環境悪化等により絶滅のおそれがあり、特に保護を図る必要があるものを「指定希少野生動植物」に指定し、捕獲、採取、殺傷又は損傷を禁止しています。

平成18年4月にオナガカンアオイ（維管束植物）やアカメ（魚類）など37種、平成18年11月にカザグルマ（維管束植物）など5種、平成26年10月にハナゼキショウ（維管束植物）やゴマシジミ（昆虫）など7種、49種を指定しています。

3 重要生息地の指定

本県の野生動植物を保護するために、その重要な生息地を「重要生息地」として指定し、県民一体となって保護に取り組んでいます。

平成28年3月の一ツ葉入江（宮崎市）の指定により、現在9箇所の重要生息地を指定しています。新たな重要生息地の指定に向け、調査・検討を行っております。

指定希少野生動植物（アカメ）



重要生息地（鳥屋岳）



4 生態系の保護・保全・回復活動の支援

森林環境税を活用し、シカの食害等により絶滅の危機に瀕している森林生態系等の保護、保全、回復活動を実施する市町村や団体等の支援を行う事業を実施しています。平成27年度は6市町で希少野生動植物の保全活動を実施しました。